

逓信委員會議録 第十七号

昭和四十四年四月二十四日(木曜日)

午前十時二十七分開議

出席委員

委員長 井原 岸高君

理事 小淵 惠三君

理事 加藤 六月君

理事 志賀健次郎君

理事 森本 靖君

上林山榮吉君

高橋清一郎君

羽田武嗣郎君

森山 欽司君

中野 明君

理事 加藤常太郎君

理事 亀岡 高夫君

理事 中井徳次郎君

理事 小澤 貞孝君

齋藤 憲三君

内藤 隆君

水野 清君

武部 文君

田代 文久君

出席國務大臣

郵政大臣 河本 敏夫君

出席政府委員

郵政大臣官房長 薄呂木 繁君

郵政大臣官房電氣通信監理官 柏木 輝彦君

郵政大臣官房電氣通信監理官 浦川 親直君

郵政省郵務局長 曾山 克巳君

委員外の出席者

日本電信電話公社総裁 米澤 滋君

日本電信電話公社総務理事 黒川 広二君

日本電信電話公社理事(施設局長) 北原 安定君

日本電信電話公社営業局長 武田 輝雄君

日本電信電話公社運用局長 好本 巧君

四月二十三日

簡易郵便局の受託範囲拡大等に関する請願(遠藤三郎君紹介)(第五〇七五号)

第一類第十一号 逓信委員會議録第十七号 昭和四十四年四月二十四日

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

有線放送電話に関する法律及び公衆電氣通信法の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)

○加藤(六)委員長代理 これより會議を開きます。委員長所用のため、指名により、私が委員長の職務を行ないます。

有線放送電話に関する法律及び公衆電氣通信法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。森本靖君。

○森本委員 この法案もいよいよきょう採決というところでございますが、長年いろいろ問題になっておりましたことについて、これは一応の区切りになるわけでありまして、だんだんそれぞれ各委員から質問がありましたので、私は重複を避けまして、この法律案に関する重要な点だけをちょっと質問をしておきたいと思っております。

まず最初にお聞きしたいのは、このいわゆる有線放送電話の法律をわれわれがつくったのは昭和三十二年でありまして、それ以来、私がちょっとこの委員を通じましておることでありまして、この有線放送電話に関する許可事項というものは案外多いわけでありまして、ところが、これを担当するところのいわゆる地方電監局の人員が非常に少ないわけでありまして、そういう点で、現実の現地を見なくて問題が非常に起こるといふふうな点が多いわけでありまして、さらにまた、電監局としては、その許可にあたって公社にかなり実情を調べてもらわなくてはわかりにくい、こういうことで、きのうもそれに対する質

問がございましたが、そういう点で、いま地方電波監理局にこの有線電氣通信関係の要員というものが全国でどのくらいおられますか。

○柏木政府委員 御承知のように、地方電波監理局は全国で十カ所ございますが、そこに定員といましては二十名が配算になっておるわけでありまして、二十名程度配算になっておるということでありまして、その二十名が各電波監理局平均にということと二名ずつ、こういうことですか。

○森本委員 それは大きい電波監理局も小さい電波監理局も二名ずつ、こういうことですか。

○柏木政府委員 大きい電波監理局でございますけれども、有線放送設備の観点では必ずしも施設が大きくないところがございまして、一応二十名を等分いたしました配算の基準をついたのでございまして。

○森本委員 それでは、現在有線放送電話がきのうも答弁がございましたが、この施設は幾らありますか。

○柏木政府委員 施設の数といたしましては、現在約二千三百ございまして、

○森本委員 その二千三百の各電波監理局ごとの数はわかっておりますか。

○柏木政府委員 手元に一年前現在の資料がございまして、関東が四百六十七施設、信越が百九十七施設、東海が二百八十七施設、北陸が百三十三施設、近畿が二百二十一施設、中国が三百十五施設、四国が百六十四施設、九州が二百四十六施設、東北が二百五施設、北海道が百四十二施設でございまして。

○森本委員 これはこの施設だけを見ても百四十二というところと最高四百六十七と、こういうふうにあるわけでありまして、これを二名ずつ均等に割るといふことは正しいのですか。

○柏木政府委員 実情を申し上げますと、二名で全体の仕事をやることは、一番小さい局でも非常に困難な実情でございまして、二名というものは、私どもとしては最低の配置基準かと存じております。それでございまして、この二名というものは、

ひもつきの二名ではございまして、電波監理局の実情にございまして、地方電波監理局長が総体の定員の中で局情に合うような配置は、さらに局ごとに應じて措置をとることのできるようになってございまして。

○森本委員 そういたしますと、そういうふうにして地方電波監理局長が地方電波監理局のいわゆる定員の範囲内においてやるということでありまして、現実にはこの有線放送電話の仕事は、電波監理局の仕事とはまるっきり性格が違う仕事ですね。それから指揮命令系統も、その他の指揮命令系統というものは本省の電波監理局長を通じて行なわれる、それからこれに関しては電氣通信監理官からいわゆる命令が行なわれる、こういう指揮命令系統になっておるわけであって、その間に、こっちは足らぬからこうだというふうな形には、これは現実にはなかなかやりにくい内容だ、こう思うわけでありまして、試みにそれじゃ要員の二名の配置による年間のいわゆる業務旅費というものはどの程度配られておられますか。

○柏木政府委員 ただいま旅費の点についてお尋ねでございますが、資料をたまたま持ち合わせておりませんので、後ほど申し上げたいと思っております。

○森本委員 いわゆるこれに関する旅費の配算も、おそらく先ほどの施設によってかなり違っていると

思います。同じなのは、いわゆる定員だけである。これは定員も当然、たとえば関東の四百六十七というふうなところについてはある程度人数をふやしてやる、北海道の百四十二、これはもつとも地域は広大でありますけれども、そういう点を勘案すれば、これが一律二名ずつ配算ということでは私は非常におかしいと思いますが、旅費は一律やはりこういう形の配算ですか。

○柏木政府委員 管内の施設の敷、あるいは監理局の所在地、あるいは新設認可、あるいは定期的な検査をいたしますその件数等を基礎にいたしました配算の方法をとっております。

○森本委員 そうなりますと、これは旅費の配算に際した形の定員の配算がなければならぬ。大体各電波監理局の二名程度では、現実はこの有線放送電話に関する法律、それから公衆電気通信法に基づいてこれは許可事項になっておるわけでありますが、これを監督するということは非常に困難であるという現実であるということは、これはお認めになりますか。

○柏木政府委員 私自身も地方の電波監理局での仕事をした経験がございますが、たゞいま御指摘のように、なかなか困難を感じておりました。一方、本省におきましては毎年定員の増員を要求しておるのでございますが、特に最近の定員事情等から見まして、増員はなかなか困難の模様でございます。ただ、この電波監理局で監督業務をしておりますのは、通常監理課という単位のところをやっております、ここは有線放送の監督だけでございます。雑音防止関係あるいは高周波施設の監督関係、そういうものと一緒になった仕事をしております。また、国家試験の関係も一緒にしているところもございまして、それらの中の定員の総合配置によりまして、繁閑によりましての応援ということを極力心がけて、この仕事がおろそかにならないように管理者のほうでは注意をいたしておる実情でございます。

○森本委員 地方で許可の場合に非常にトラブルが多いわけですが、その原因は、やはり電

波監理局がその地域の施設を十分に完全に把握していないというところにも大きな一つの原因があるわけでありまして、もう少し電波監理局が完全に把握しておいて、しかも担当官が現地に行つて詳しく説明をするならば、住民の人たちも、なるほどそうかということ、ある程度納得する場面が出てくるわけでありまして、それが案外いまの人員配置その他においては困難な状況であるという点でありまして、本来ならば、いま言ったように雑音防止その他と一緒にするという形ではなくして、この有線放送電話というものについては、この法律に基づいて、そのことだけを専門的にやるという担当官を置いてほしいほどのことであると思います。そういうふうな将来やっつけていかなければ、私はなかなかこの問題が根本的に解決がつかないというふうな考えておるわけでありまして、その点、どうですか。

○柏木政府委員 先ほど御指摘のように、電波監理局の地方の仕事といたしましては多少異質な面がございます。担当官は当初はたいへんまごまごというふうな例も過去においてはございましたが、最近の傾向を見ますと、この仕事は非常に重要だということを局長以下認識が強まりました。また、経験者もたくさん出てまいりました関係上、この仕事の指導という面については、過去から比べると格段によくなつていっているかと存じます。しかし、たゞいま御指摘のように、この仕事についてまだまだ足らぬ点は指導面でもございまして、また、定員面での措置という点でも、今後ともまた一そう配意することにしたしたいと思います。

○森本委員 大臣、いまの質疑を聞いておつておわかりのとおり、いわゆるこの有線放送電話に関する予算的な措置というものが、この法律ができ上がったときから非常にままた子扱ひされておつて、なかなかやりにくいという現状にあるわけでありまして、歴代の郵政大臣がこれについて相当の努力をされましたけれども、いつでもこれがそういう結果に終わつておるといふことであります。

が、今後私は、大臣が予算折衝その他においてもこういう面をひとつ十分に御理解を願つて、政府部内におきましても、これは何といたしましても許可、認可という問題がございまして、住民に対するところのサービスが主体となつた許可、認可事項でありますので、もう少し人員の強化あるいは旅費の配算というふうな点についても考えていかなければ、せつかくこの法律ができ上がりましたが、これが実質的に指導監督することとがむずかしい、こういうことになっておるわけでありまして、そういう点で、将来、これに対するところの改善あるいはまた許可というふうな点についての大臣の努力をひとつお願いしたい、こ

う思うわけでありまして、どうですか。

○河本国務大臣 今後、人員の面や予算の面で遺憾のないように十分配慮していきたいと考えます。

○森本委員 それから、現在有線電話の中央におきまする団体は幾つありますか。

○柏木政府委員 御承知のように、有線放送電話につきましては、郵政大臣が認可いたしました指導監督している団体といたしましては、社団法人全国有線放送電話協会というのがございます。それには地方には各県協議会、そうした下部団体がございます。それから、これは郵政省では監督という立場にはないわけですが、やはり有線放送の放送業務といふか、放送内容を通じまして、農村の農事指導をするとか広報活動をするというふうなことに主眼を置いた団体がございます。これは社団法人日本農村放送事業協会、これが農林省の所管になっております。そのほかに日本農事放送推進協議会という任意団体が、これも農林省の關係団体としてございます。

○森本委員 この有線放送電話に関する団体が三つあるわけですが、これは将来一つのものにやっつけていかれたほうがいろいろの問題について、それを窓口として統括して折衝しやすいたうようにお考えになりませんか。

○柏木政府委員 この団体の統合問題、特に農村の有線放送電話業務の指導につきましての統合という問題につきましては、過去二、三年來關係者間でも話がございまして、郵政省においてもときどきその相談を受けているわけでございます。最近の模様でございますと、この三団体が統合の方向にかなり具体的に見通しがあるような報告も受けております。

○森本委員 これもひとつ大臣、官僚だけにまかすに、こういうふうなおんな団体がつ三つあるというところについては、一つになつて——郵政省あるいは公社と折衝するにもその窓口が一つであることが望ましいという考え方であるとするならば、大臣あたりもこれをひとつづつに努力をすべきだけ、これが統合されていくように努力をすべきものであるというふうには私は考えるわけでありませんが、まあ、暇なときという手もないけれども、とにかくちよつとの時間でも見て、農林大臣あるいは自治大臣あたりとも話をして、こういう問題はひとつ進めていってほしい、こ

う思うわけですか。

○河本国務大臣 私も一つになつたほうがいろいろの点でよいと思つたので、關係者と話し合ひまして、その方向に向かって努力していきたいと思つた。

○森本委員 それでは、今回の法律の改正の問題であります。まず最初に、この業務区域の改正でありますけれども、これを端的に説明をしてもらいたうと思つたので、この第四条の第一号についてはそのまゝになっておるわけでありまして、その二号が変わつておるわけでありまして、この二号の変わったことをひとつ端的に説明を願ひたい、こ

う思うわけですか。

○柏木政府委員 ここに第二号として許可の基準を改正したわけですが、現在までは、法律上は御承知のように、許可できる有線放送の業務区域といたしましては、一つの市町村の区域内に限るとなつておるわけでございます。これを改めまして、これら地域の住民が社会的経済的に比較的緊密な關係を有しているため当該一の市町村の

区域内にあるものとみなすことが適當であるといふに認められる場合には、それらの区域もあつたか一つの町村にあるごとく業務区域として含めることができるようにしたいというのが、今度の改正の趣旨であります。

この考え方は、一昨年秋に出されました郵政審議会の答申の線に沿ひまして、これをできるだけ忠実に表現しようということで法文化したものでございます。

○森本委員 そうして、結局正式にきめるのはやはり郵政大臣の許可事項、こういうことになるわけですか。

○柏木政府委員 郵政大臣が業務区域を認定いたしましたので、その施設の許可をいたすことになるわけでありませう。

○森本委員 そういたしますと、一つ一つ聞いていきたいと思いますが、たとえばいまの農協は、同じ同一市町村内でなくして他の市町村にもまたがっている農協があるわけでありませうが、そういう場合には、その農協の地区については、これら二以上にまたがっていても当然業務区域として認める、こういうことになりませうか。

○柏木政府委員 農協といたしましては、特に最近経営基盤を強化するとかいうような問題もございまして、かなり大型の合併をするというふうな傾向もございませう。しかし、農協の区域というものは、必ずしも経済的社会的に密接であるという判断にならない場合も多くあると思ひます。したがひまして、農協の区域が他の町村にまたがっているというところから、直ちにそれが有線放送の業務区域の認可の条件を備えているというふうには判断いたしかねるかと思ひます。特に最近の大型合併という数ヶ町村にまたがるようなものにつきましては、この法律の表現に考へてございませうので、大型合併というふうなものにつきましては、当然に適用がないというふう

○森本委員 そういたしますと、この第四条第二

号の「これらの地域の住民が社会的経済的に相互に比較的緊密な関係を有している」ということを具体的に説明した場合どういふことになるかといふことを明らかにしておかぬと、また、この法律を改正したことによつて紛争が生ずることゝおぼやかすはならぬと思ひますので明らかにしておいてもらひたい、こう思ふわけですが。

○柏木政府委員 この法律の立案過程におきまして、実情をある程度調べてございませう。それではまだ不十分かと思ひますが、一応基準的なものとしてお考へ願ふ点もあるのじやないかと思ひますが、それは分村合併をいたしまして、その一部だけがまだ隣接の町村のほかに残つたままになつておるといふようなことで、そこに経済的社会的な住民の關係が非常に多いといふようなものも若干例として出ておられます。あるいはまた、山があつたり川があつて区切られておる地域において、その川の途中までは隣接町村と非常に行き来が多いといふようなことで経済的社会的に密接だと判断できるような例もあるやうであります。あるいはまた、市町村の行政事務を、ある区域につきましては、従来の緊密關係によりまして隣接町村に委託しているといふようなところもあるわけでございます。

〔委員長退席、加藤(六)委員長代理着席〕
あるいはまた、最近干拓地域等も地方にたくさん例がございまして、町村の区域がまだ未設定のままになつておるが、これが隣接の町村に分かれますけれども、そこには有線放送につきましてはやはり干拓地域特有の環境から一つの施設を利用するといふ例もあるわけでございます。なお、今後また検討中でございます。およその具体的な例を申し上げたわけでありませう。

○森本委員 第六条に書いてある今度の改正の意味については、これは私は第六条の意味といふものはわかるわけでありませうが、今回の第四条の二号については、いまの説明だけでは——これはやはり将来の紛争の種になると思ひます。だから、

第四号の二号といふものについての解釈をはつき

りしておかないと、せっかくこの法律を改正したことが紛争の種になつたのでは何にもならぬと思ふ。第六条の今回の改正については、これは前からわれわれ言つておつたことであつて、学校、病院あるいはまた派出所、そういうような公共的なものであつて、そういうものについては特別に附帯といふことを考へておつたわけでありませうけれども、この第四条の二号についてはいまの説明でもはつきりしないわけなんです。

第四号の二号といふものは具体的にいつて何を指しておるか、その点をもう少しひつと明確にしたい。そうしないと、この改正をしたことによつて、また紛争が起きたのでは何にもならぬわけでありませう。御苦勞でありませうが、監理官、もう一度第二号の点については、法律の問題でありませうから、ひとつ将来紛争のないやうな解釈をびたつと説明を願ひたい、こう思ふわけ

○柏木政府委員 最近地域社会は非常に流動的に動いている面もございませうので、非常に固定的なものでびしりと基準をきめるという点についてはなかなかできにくい点もあるかと存じませうが、ただいま申し上げましたやうな具体的な例はなかなか集まつておりませうので、それらをもとにしました一種の基準のやうなものも検討していきたいと思つておられます。

○森本委員 これはやはり「一部の地域」といふふうに限定しておるわけでありませうから、この一部の地域とは何ぞや、こういう解釈になるわけでありませう。

それでは、その一部の地域といふ解釈についてはどういふ基準かといふことをひとつ羅列してくれませうか。これはやはり法律を通す通さぬといふときの質疑応答でありませうから、この速記録が残つていきますから、第六号は質問しなくとも大体わかりませう。しかし、第四号の二号については、質問して内容を明らかにしておかないと、将来も紛争の種になると思ふのです。だから、一部の

おるところの基準といふものがいかなる基準であるか、これをひとつ羅列的に並べてもらひたい。

○柏木政府委員 基準の考え方としては二つの考へ方があるのではないかと思ひます。一つは、一部といふことについて、これが数量的といひませうか、全体町村のうちどの程度にあつたかといふ一つの考へ方もあるかと存じます。また、もう一つは、緊密な度合いを判定する具体的な内容の考え方といふことの両面の問題があるかと存じます。

最初の数量的の一部は、たとえば、地域の半分まではいいとか、三分の一までの場合に限るとかといふやうな考へ方もあると思ひますが、しかしこれは、実情を具体的に判断するといふことからいたしましては、必ずしもこういう数量的な基準でも律し得ないものではないかと思ひます。個別に具体的な事例を判定いたしましたので、不公平がないやうに内容的な判定をしていくといふほうが妥當ではないかと存じます。

それから、次の緊密度の内容にかかわる問題でございませうが、これは先ほど申し上げましたやうに、分村合併の場合でございませうか、あるいは地形によりましてやむを得ずやういふやうな事情になつてくるやうな場合でありませうか、あるいは市町村の行政事務の委託をして、あるいは開拓地域、干拓地域といふやうなものについてやういふやうな事例が出てくるかと思ひます。しかし、この点につきましてはこれで尽くされておるとは必ずしも限らぬと思ひまして、なるべく早い機会におきまして、もう少し具体的な例をよく検討いたしましたので、基準的なものとしての運用いたしまして不公正のないやうに、また、あまりこれが広がつて取捨がつかないといふやうなことはないやうに考へていくべきであると思つておられます。

○森本委員 どうもいまの答弁でも、やはり私は将来に紛争を残すといふやうに考へます。元來、こういう法律を提案するとするなら

ば、当然、これは一部の地域とは何ぞや、こういう質問が出るわけでありませぬから、それは個別的にそれぞれ調べてみなければわかりませぬという答弁でなしに、一部地域というものの基準はこうこうこういうものでございませぬという一つの基準というものを考えておかなければならぬと思ひます。しかし、いまから実情に合うように調べて云々、こういうことを言っておりますので、いまここで幾ら質問をしてもそれ以上の回答は出ませぬので、とにかく早急にこの基準というものをつくる必要があると思ひます。そのつくる場合には、それぞれの各界の意見を聞いて、そうしてひとつ紛争の起きないようにつくっていただきたいという趣意を、これは特に大臣に要望しておきたいと思ひますが、大臣、よろしゅうございませぬか。

○河本内閣大臣 お話のような線に沿って善処をいたします。

○森本委員 それから、さらに法律的な問題であります。この「一部の地域」ということを認めるということになりますと、業務区域が、Aの業務区域であると同時にBの業務区域であるという形にもなり得るわけですね。

○柏木政府委員 観念的にはそういうことがあり得るような法律の体制になっておりますが、現在でも一つの業務区域内には一つの施設しか認めないという方針でまいておられます。したがって、隣接区域を合併拡張いたしますときは、付近の有線施設の業務区域の実情を十分調査いたしまして、妥当な措置をいたしたいと存じております。

○森本委員 いや、私は、だから業務区域の重複は認めるのか認めぬのかということをお聞きしておるわけでありませぬ。

なぜかならば、たとえば町村合併がある、あるいは分村の問題が出てくるとうきに、必ずその部落に賛成、反対の者がでてくるわけです。賛成の者は片方の有放、また反対の者は、同じ有放でも片方の有放だということになり得る可

能性があるわけだ。その場合に、この第四条の二号からいくとするならば、少なくとも、重複を認めないということになると、かえって逆にその住民を分裂させるということになる。だから、そういう点では、業務区域については、四条の二号と業務区域については重複があり得る、こう私は解釈をしたいわけでありませぬが、その点、どうでしょうか。

○柏木政府委員 この点につきましては、そういう例は、私のほうの調査でいまだございませぬが、そういう場合は、一つの区域が両方の施設にまたがって許可をするということはやらないというふうにしたいと思ひます。

○森本委員 だから、その場合は両方にまたがってやることを認めなければ、これは紛争の種になりますよ。たとえば一つの部落がある、その部落がこつちの町村合併に賛成した、しかし、その部落の中で十人か十五人はこの合併は反対だ、だけれども多数決によってこつちに合併になった、これはこつちの農協のほうの有放がいんだ、わしはこつちの農協の有放はきらいだということになった場合に、それはAの村からBの一部のものを業務区域として認めておいて、Bの村全体の有放の業務区域に認めぬなんというものはあり得ないですよ。私はそれはおかしいと思ひます。それだつたら少数の人が押えつけられることになつて、この場合は、業務区域については、第四条の二号について認めたところについては重複があり得ると解釈するのがほんとうである。そうでなければ、いま言ったように争いが起きたときに困りますよ。それから、A村のほうで認められるのはB村の一部でありますから、B村の一部がA村の一部に認められた場合は、A村の一部の人がB村の全体の有放のほうがいいのだという人が五人おつたとする、片方のA村のほうが十五人おつたとする場合は、これは両方認めざるを得ませぬよ。その辺、ひとつ解釈をはっきりしておかぬと、またもめるもです。

○柏木政府委員 有線放送施設というものが地域社会の一体的な近似的性によるということの一つの施設は一つの業務区域を持つ、それが原則であると思ひます。しかし、ごくまれにいま御指摘のようなことも、あるいはあり得るかと思ひます。それにつきましても、法律的に、それは両方していけないということはないのでございませぬが、指導上の問題といたしましては、できる限り一つの業務区域の中へ入る、つまり、住民が両方に入らなければいけないというふうなことがないようにそれは指導したいと思ひます。しかし、ごく例外的に、住民感情がそれじゃどうしても納得しないというふうな場合があるといつたしましたならば、その趣旨をよく私どものほうで話いたしましたして、なるべく一つの区域ごとにとまらうように努力をしてみたいと思ひますが、例外的にあるいはそういうことについてどうするかという問題はもう少し検討させていただきますと存じます。

○森本委員 これは少数民族の権利を否定することになるのですよ。その部落だつて、全部が全部一致して合併になるとは限らぬですよ。反対の者もあるわけですから、そうすると、その人はB村におりながらA村の業務区域にしない、B村全体の有放には入れぬということになると、かえってその人の権利を束縛することになる。だから、そういう場合には、業務区域の重複ということに認めるということがあくまでも原則である。その上から立つて、それぞれの業務区域によってそれぞれ住民がその好きなほうにやるといふことについてはかつてでありますけれども、これは一部の業務区域として第四条第二号によつてB村の一部をA村の一部として認めた場合であっても、その一部の中におる人はB村全体の業務区域の有放の中にも入れる、こういう原則でないと、これはおかしいですよ。どうですか。

○柏木政府委員 有線放送電話は、もともと地域住民の公共の福祉に合致するということが大事な役割りでございますので、そのような意味合いにおきまして、ただいまのような事例がありましたら、具体的に考えまして、なるべくききに申しました一つの施設の原則ということについての指導はいたしますが、それによつてもなお解決が不可能であるというふうな場合にはそれに応じた措置も検討しなければならぬかと存じます。

○森本委員 監理官はやはり机の上で仕事をしようとするからそういう回答になるのであつて、私ら自分の選挙区をいなかからいなかへくるくる回つておるもので、こういう例があるわけです。各町村ともこういう例があるわけです。特に、町村の境等においてはそういう問題が出てくるわけです。町村の境の問題については、次の公衆電気通信法においてある程度のなにかありますけれども、現実一つ一つの部落が二つに割れてけんかをするといふ場合もあり得るわけでありませぬので、私は、第四条の第二号については業務区域の重複はあり得ると法的に解釈ができる、この解釈をするわけでありませぬが、大臣、これはどうですか。

○河本内閣大臣 ただいまの質疑応答を聞いておりますと、特例の中の特例、こういうことのように見受けられますが、監理官がただいまお答えいたしましたように、地域住民の福祉、便宜ということを中心と考えていくことであるならば、原則は原則であるが、その事情をよく調べて説得してみる、しかし、従来からのいろいろな経緯があつてなかなか単一区域に統合するということはむずかしいという場合には、そのときはそのときとして別途に考えるということをお聞きしております。

○森本委員 それは政治家としての答弁であつて、私はいわゆる法律解釈を質問しておるわけです。原則的には大臣のおっしゃつたような解決の方法が一番望ましいわけでありませぬ。われわれもその立場に立つた場合は、大臣がおっしゃつたような考え方で、極力皆さんが納得するようにという指導方法でもつて納得の上になつてやる、これは望ましいわけでありませぬけれども、法律解釈として、第四条の二号の今回の改正については業務区域の重複があり得ると私は解釈するが、法

決の方法が一番望ましいわけでありませぬ。われわれもその立場に立つた場合は、大臣がおっしゃつたような考え方で、極力皆さんが納得するようにという指導方法でもつて納得の上になつてやる、これは望ましいわけでありませぬけれども、法律解釈として、第四条の二号の今回の改正については業務区域の重複があり得ると私は解釈するが、法

決の方法が一番望ましいわけでありませぬ。われわれもその立場に立つた場合は、大臣がおっしゃつたような考え方で、極力皆さんが納得するようにという指導方法でもつて納得の上になつてやる、これは望ましいわけでありませぬけれども、法律解釈として、第四条の二号の今回の改正については業務区域の重複があり得ると私は解釈するが、法

決の方法が一番望ましいわけでありませぬ。われわれもその立場に立つた場合は、大臣がおっしゃつたような考え方で、極力皆さんが納得するようにという指導方法でもつて納得の上になつてやる、これは望ましいわけでありませぬけれども、法律解釈として、第四条の二号の今回の改正については業務区域の重複があり得ると私は解釈するが、法

決の方法が一番望ましいわけでありませぬ。われわれもその立場に立つた場合は、大臣がおっしゃつたような考え方で、極力皆さんが納得するようにという指導方法でもつて納得の上になつてやる、これは望ましいわけでありませぬけれども、法律解釈として、第四条の二号の今回の改正については業務区域の重複があり得ると私は解釈するが、法

決の方法が一番望ましいわけでありませぬ。われわれもその立場に立つた場合は、大臣がおっしゃつたような考え方で、極力皆さんが納得するようにという指導方法でもつて納得の上になつてやる、これは望ましいわけでありませぬけれども、法律解釈として、第四条の二号の今回の改正については業務区域の重複があり得ると私は解釈するが、法

る。しかもそのほうが、音声も実回線よりは搬送設備でいいかもわからぬ。片一方、実回線をとった場合は、音声そのものも、遠くてもそのほうがいいかもわからぬ。だからそういう場合、県内一中継という原則があるけれども、二中継、三中継というものを認めるかどうか。二中継、三中継を認めたら、単線で実回線を引っぱらなくてもいいわけなんです。その辺は郵政省はどう考えておるか。

○柏木政府委員 いまの制度の面から私のほうで申し上げたいと存じますが、現在は県内の接続通話の場合も一中継を原則としているわけですが、公社の業務に支障がない限り二中継以上であつてもいいというたてまえになっておるわけでございます。

○森本委員 だから施設局長、ぼくはあなたにも注文しておきたいんだが、きのうからの答弁を聞いておると、なるべくこのPとQとの間に実回線をつないでやろうという答弁になっておるんだが、私は、その二中継、三中継というのは、いま言ったようななかっこうになつていくならば、何も膨大な金を出してこの間に実回線をつなぐよりも、自動ダイヤルによる現在の県内の集積中局を通つていけば、これはそのまま自動でいくわけでありまして、そういう金を注ぐ必要はないと私は考えておるわけですが、公社は一中継ということにあまりにもこだわり過ぎておるんではないか。今回のいわゆる公衆電気通信法の改正というものは、とにかく隣の村で、これは県外の県境の村である、しかし特別に關係のあつた場合にはそれをつなぐことができる、それが趣旨でありまして、要するに、つなぐって電話が完全に聞こえればいいわけである。だから、場合によつては、私がいま言ったように——このPとQとの間に線を引っぱるということをおなたは言うけれども、それを引っぱつた場合はおそらく実回線になるでしょう。だから、実回線よりは、場合によつては、私は、ぐつと県庁所在地を回つてきても一方のほうの音量がいいということも考えら

れるわけであつて、あなたがPとQをそのまま直通でつなぐということになしに、二中継あるいは三中継あつても、音声というものが普通のデシベル以上に上がつておれば何ら差しつかえがないと私は解釈しておるわけですが、その点、電電公社はどうですか。

○北原説明員 私の説明にあるいは不十分の点がありまして誤解になつたかと思ひますので、もう一度最初から御説明申し上げたいと思ひます。

現在私たちが御説明申し上げたいと思ひます。使用して、なるべく一中継の回線構成にする、したがつてPとQを結ぶというように他の県庁にまたつたといつたとしても、そこに交換中継を入れませんで、直接ストレートにつないでまいりますから、実回線といたしましては一中継としてでございまして、それからスイッチが非常に多い場合で、PとQを直接結んだほうが経済的であるといふような場合においては、直接結んで回線構成にする場合もあり得ると思ひますが、一般に、昨日から御説明申し上げておりますのは、交換局内におきましてストレートにしまして、交換機を通さない、そして搬送なりゼロデシベルなりの回線をつくつて一中継の回線構成にするということに申上げた次第でございます。いま御指摘のような処置を今後とも考へて、その意味では御指摘と私の御説明とは合つておるつもりでございます。

○森本委員 私は以上でこの質問を大体終わりにしたいと思ひますけれども、最後に要望しておきたいことは、この問題がいままで非常に紛争を生じてきておつて、ようやく今回のこの法律の改正において一応の紛争過程におけるピリオドを打つことになるわけですが、しかし、まだまだこの内容については問題が幾多残つておるわけでありまして、

私は、何としても、この有線放送電話が昭和十二年以来農村における役割りを果たしてきたということをやはり十分に考へなければならぬと思

います。ただ、しかし有線放送がしゃにむに何でもかんでもつなげようということについては、私はこれはやはり暴論だと思ひます。つないでも聞こえないような場合には意味がありません。ある一定のデシベルという基準をもつて実際に電話としての機能を果たすということについてのものがはっきりしておらなければ、かえつてつないだほうが農村の人々に迷惑をかけるということもあると思つておるわけなんです。そういうふうな技術的な問題等についても、ある程度郵政省なり公社も実際に有線放送電話の方々が納得のいく形において十分説明を願つて、そうしてお役所式なやり方をやめてもらつて、先ほど来の答弁にもありまして、第四号の第二号の改正等もまだはっきりしてないところがある、そういうところがありますからよくそこで紛争が起きてくるわけ

です。

そこで私は、この法律の運用については、十分に有線放送電話というものができた由来を考へて、そして農村の文化の発展、そういうものを考へながら、そういう有線放送電話側の立場というものを十分考へながら、電気通信事業というものがどうして独占的な傾向になつたか、そういう点も十分考へながら、この電気通信事業が独占的になつたという一つの理由と、それから有線放送電話が農村に自発的に出てきたというこの歴史的な過程を考へながら、この両者をかみ合わせながら、実際に農村の文化振興あるいは通信の発達ということを願つておるのがこの郵政審議会の答申の骨子であります。そこで、せっかく法律を改正したものの、また紛争が起きてくるということでは何にもなりませんので、そういう点については、郵政省としても大臣としても、特にこの担当の大臣であります農林大臣あるいは自治大臣、そういう諸君と十分に話し合いをして、これが円満に遂行されるという形の法律の実施ということを特にお願いしておきたい。これは今後は郵政大臣の政治的な手腕に待つところが私は非常に多いと思ひます。それから許可あるいは認可、政令、こ

ういうことに委任をせられておる事項が非常に多いわけでありまして、そういう点については、ひとつ十分大臣が考慮しながらこの法律の運用をあらゆる方面にやつていただきたい、こう思つておられるわけでありまして、最後に大臣の見解を聞いておきたい、こう思つておられます。

○河本国務大臣 一昨年の郵政審議会の答申も、いまお述べになりましたような趣旨であらうかと思ひます。今回の法律改正も、郵政審議会の答申を具体化していくということがねらいでございますので、お話しのような点を十分考へまして、万漏ないよう努力をしてみたいと思ひます。

○森本委員 終わります。

○加藤(六)委員長代理 中野明君。

○中野(明)委員 最初に、いま森本先生から話がありましたこの図面をすけれども、この図面をこのまま会議録に載せられるのかどうか、このままではちよつとわかりにくいと思つて、もうちよつと検討を加えていただくわけにいかないかどうか。

○柏木政府委員 訂正をして、わかりやすくしたいと思ひます。

○中野(明)委員 昨日来いろいろお話が出ておりますが、私も、この法律につきましては、郵政審議会の答申に基づいて一歩前進しておりますので基本的に賛成であります。二、三お尋ねしておきたいと思ひます。

最初大臣にお尋ねしたのでありますが、有線放送という点につきまして、答申ではいろいろのことと書かれておりますが、大臣といたしまして、この有線放送の将来ということについてどのよう理解しておられるか、そのことをお伺いしたいのです。

○河本国務大臣 有線放送には、かねて御承知のようにいろいろのいきさつや問題がございましたが、何ぶんにも現在三百二十万という数になつておりまして、国民生活上欠くべからざる存在となつておるわけでございます。そういう点を考慮

いたしまして、かりに農集が将来普及するようになりまして、有放は有放としての独自の使命があるかと思ひますので、十分そういう点を考慮いたしましてやっつけていきたい、かように考えます。

○中野(明)委員 最近農村集電話が非常に伸びてきておりますけれども、これらの間で、また有線放送内でもいろいろとトラブルがあつたように聞いておるわけですが、郵政省としまして、どういふところからそのような紛争が起つておるのか、これについてどこまで承知しておられるのか、その点。

○柏木政府委員 たいま御指摘の有線放送電話と農集の紛争の問題、特に、一つの町村におきましてこれらどちらをやるかという場合に、なかなか両者の長所、短所というものがはっきりわかりただけなかつたというふうなこともあつたようにございますし、また、これがたまたまその土地柄のいろいろの対立関係に結びついて非常に地元の大きい問題になつてくるというふうな例がたびたび過去においてあつたわけでございます。

これにつきまして、電電公社側におきまして販売方法についても反省することがないかということにつきましてもいろいろ問題になりまして、この点につきましても、たびたび郵政省からも適切な指導を要請いたしておりますし、電電公社側におきましても、本社の意思が未端まで伝えられるように、いろいろな機会を利用してこの改善に努力しておられます。その結果、現在ではそういう事例はきわめて少なくなつてきておりましたが、実情は非常に改善されていると考へておりますが、やはり基本的には、住民がそれぞれの施設の特徴をよく把握をいたしまして、自主的に選択ができるような条件を与えるというふうなことがまず第一じゃないかということで、このことは郵政審議会の答申の中にもうたわれておることでございますので、その点につきましても、私のほうでも十分両者の施設の比較しましたものを未端まで配布いたしまして、これをもつて指導をしていくわけ

でございます。

○中野(明)委員 現在まだ紛争しているところがあるのですか。

○柏木政府委員 私のほうとしましては、地方電波監理局に対しまして、紛争の事例があまりすばれば即刻報告を求めるところにしております。最近ではそのような事例は出てきてございません。

○中野(明)委員 では、有線放送法に入ります。先ほどから議論になっておりますが、業務区域外の役務提供について、第六条のただし書きに「住民一般の利便の確保を図るため必要であつてやむを得ないと認められる場合」と、このように書かれておりますが、具体的にどのような場合を想定しておられますか。

○柏木政府委員 この内容につきましては、業務区域の内側にある場合、つまり、いわゆる業務除外区域と申しております市街地でわりあい電話の普及の多いところでございますが、そこに残されたいろいろな施設との関係につきましては、まず、市町村役場等、地方自治行政の施設、次に警察署、消防署等、治安、防災関係の施設、次に学校、公民館等、教育施設、次に病院、保健所、保育所等、医療、福祉施設、その他いたしまして、特に農林漁業団体の事務所及び農林漁家というものをいれて、現在は通達をもつて運用しておりますが、これはあらためて法律に基づく運用に切りかえたいと存じております。なおまた、業務区域の外側、つまり市町村の区域の外にわたる場合でございますが、この場合には、業務区域内の住民の生命、財産等に重大な関係のある公共施設、たとえば、隣接市町村相互の一部事務組合による学校、消防署、火葬場というふうなものを考へております。

○中野(明)委員 では次に、現在第二種接続通話契約をしている有線放送電話の施設、これは県境に接しているところが、過日の答弁で百四十三市町七十五施設という答弁がありました。これらが今度の改正で認可を申請いたしますが、その認可の申請をするのは公社がやるのですか。

○武田説明員 公社が郵政大臣に認可を申請いたすことになりす。

○中野(明)委員 この申請するときの基準はどう考へておりますか。

○武田説明員 今回の五十四条の五の二項の措置は、原則として接続通話は県内に限られておるわけでありまして、県境に接しておつて、特に住民が社会的経済的に相互に比較的關係を有する場合には、それを同一県内にあるものとみなすというふうなことでございますので、公社が郵政大臣に申請して認可を申請いたします場合は緊密な関係につきましても、たとえ同じ鉄道あるいは道路によつて結ばれておるか、あるいは人家が連続しているとか、あるいは関連産業がある、あるいは学校、病院等の公共施設の利用関係がある、日常生活物資等の交流があるということを一応の目安といたしまして、さらに具体的には、相互の通話の交流状況が県内の隣接市町村と同程度以上といったようなことを基準にいたしまして基準をつくつて認可を申請したいと思つておりますが、この基準の作成につきましても、郵政省と十分打ち合わせをした上でやりたい、こういうふうに考へます。

○中野(明)委員 地元の要望その他は、やはり一応それを参考基準にしてやられるつもりですか。

○武田説明員 公社が郵政省に認可を申請するに際しましては、地元の要望を十分に聞き、また緊密な関係につきましても、地元の方々から資料を提出していただいて、その資料と要望とをもとにして認可申請をいたしたい、こういうふうに考へます。

○中野(明)委員 料金のことを中心と聞いておきますが、接続通話の料金の引き下げというところの要望が非常に強いようです。加算額等を調整する必要があるのでないかと考へますが、その辺、どう考へますか。

○武田説明員 加算額は、接続いたします場合、あるいは接続いたしました後において、技術水準の検査ないしは運用要員の指導等に充てるためのもので、普通の基本料ないしは定額使用料に加

算しているものでございますけれども、最近設備も均等化してまいりましたし、交換手の取り扱ひも習熟してこられたというふうな点もございまして、よく郵政省と相談の上、この減額方につき検討いたしまして郵政大臣の認可を受けるようにいたしたい、こういうふうに考へております。

○中野(明)委員 引き下げ要望が非常に強いようですから、早急に検討していただきたいと思ひます。

それから私、きのうの質疑を聞いておりました一つだけ伺いたしたいのですが、農村集電話の待遇が非常によろしい、そういう意見が出ておつたようであります。それをもつと、たとえていへば、基本料とかその他を引き上げべきだとかいふ意見もあつたように思ひますけれども、この点、公社の方、また大臣はどう考へておられるか、もう一度確認しておきたい。

○河本國務大臣 昨日出ました議論は、農村集電話の設備料を値上げをする意思はあるかどうか、値上げをしたかどうか、こういうお話がありましたが、現在のところではそういうことは考へておりません。ただ、しかし公社側もたびたび説明しておりますように、ことしの七、八月ごろに、来年度以降の収支の見通しを立てまして四十五年度の予算編成作業に入ります際に、電報の問題とこの設備料の問題は全面的にひとつ検討してみたい、こういうことを考へておりますので、そのときに最終の結論を下したい、この問題だけを取り上げまして農集の設備料だけを上げる、そういうことはいまのところは毛頭考へておりません。

○米澤説明員 お答えいたします。

公社といたしまして、現在のところ設備料を引き上げることには考へておりません。しかし、いま大臣もお答えになりましたけれども、今後七月、八月の時点におきまして、全面的な将来の問題を考へ、検討いたす場合の検討事項の一つにはなるというふうに思つております。

○中野(明)委員 農集に対する待遇ですが、非常

に有利な処置といえますか、それぞれいろいろの経緯があって、しかも現在の都市と農山村との生活の格差、そういうことなどをいろいろ考慮されてきてきたものじゃないかと私も考えているわけですが、ただ、有線放送は非常に大事にされている、これは私もよくわかります。そのとおり有線放送の重要な役割を持つておられます。これは将来やはりそれだけの重要な役割を果たしていくと思えます。ところが、農集が有線放送に非常に大きな圧迫を加えているところから出てきた議論じゃないかと思えますが、有線放送を圧迫しないために農集の待遇はもっと悪くしろというふうなきのう聞かされたものですから、それはどうもおかしいのじゃないかと私は考えておるわけでありませう。それで、有線放送を有利にすることは私もやぶさかではありませぬし、大いに賛成ですが、そのために農集を圧迫するということがあったら、それはまた全然逆であります。

それで、将来——有線放送は有線放送として、現在は山村振興法におけるところの処置だとか、その他融資あるいは起債等、いろいろな面で援助処置が講じられておりますが、それをどんどん推進していく、これは当然のことだと思えます。それによって農村集団電話に圧力がからぬように、これは特に大臣、いまお話がありましたように、将来総合的な上で考えるというお話でございますけれども、総合的に考えてみましても、現在それだけ理由があつて農集はそれ相当の待遇を受けているわけですから、これを大幅に値上げするようなことになれば、結局、現在私どもが一番大きな問題として心配しております都市との格差並びに農村の人口の過疎化、こういうようなことにもやはり農集電話は一つの大きな役割を果たしているのじゃないか、そういうような気持ちもいたしておられます。そういう点で、軽々に農集の待遇を変える、そういうことのないように、私、特に要望しておきたい、こう思うわけでありませう。もう一度大臣のお考えを伺いたい。

昭和四十四年五月六日印刷

○河本国務大臣 ただいまの御意見には全面的に賛成でございます。御趣旨のように考えております。

○中野(明)委員 それから最後にもう一点だけ、有放の許可基準の中に公社の電話が千分の十七というのですか、それが千分の十から相当問題になっておりましたが、この千分の十七というものは相当以前の基準のようですが、これを規定された——千分の十七にされた根拠というのですか、これはどういふところから出ているのでしょうか。

○柏木政府委員 これは、公社の電話の不便だということ、電電公社が、当時、市を除きまして町村部におきまして平均の普及率というものを出したものでございます。それを基準として定めたいものでございます。

○中野(明)委員 その計算でいきますと、現在の公社の電話の普及の状態では大体数字の上でどの程度が一番妥当だとお考えになっておりますか。

○柏木政府委員 御承知のように、その後電話は全国的に普及しておりますが、特に都市部においての普及が多いのでございます。したがって、農集部におきましては全国平均よりははや落ちた形でお出とおると思えます。まだ正確な数字が出ておりませんが、推定しますところ、千分の二十七ないし三十になるのじゃないかというふうに考えております。

○中野(明)委員 きょうからの議論で大体わかっておりますが、これが有放の許可のすべての基準じゃない、弾力事項もある、そういうことで縦横に処置をしておられるようですから別にこだわりは持ちませぬけれども、あまり実情と合わなければ、このところ直されてやるというきょうの話でもございましたから、私もそのように改めておいていただきたい、このように思います。

りましたが、有放も非常に重要な役割を果たしておりますので、森本委員も御心配になっておるうちに、トラブルがいままでかなりありましたが、今後また起こる可能性も多分に残されておるような気がいたします。極力そういうことのないように調整していただいて、そうして両方の健全な発展をお願いしたい、その面につきまして努力をしていただきたい、このように思います。私はこの法案については賛成の意を表するものであります。大臣から一言……

○河本国務大臣 お話のように、郵政審議会の答申を順次実現をしていくために今度の法律の御審議をお願いしておるわけでございますが、さらにそのほかにも行政措置でやれるものはやっていきたい、お話しのように、今後とも、有放並びに農集それぞれの使命があるわけでございますから、両方の使命を十分考えながら日本の通信行政全体を間違いないようにやっていきたい、かように考えております。

○中野(明)委員 以上で終わります。

○加藤(六)委員長代理 この際、ちょっと申し上げます。昨日、小沢君の提案により、会議録に参照掲載することにいたしました資料につきましては、森本君、中野君の御発言もありますので、説明書をつける等、委員長において適当に措置いたしたいと思っておりますので、御了承願います。

これにて本案に対する質疑は終了いたしました。○加藤(六)委員長代理 これより討論に入るのではありませんが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

〔賛成者起立〕
○井原委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

なお、ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○井原委員長 御異議なしと認めます。よつて、さうに決しました。

〔報告書は附録に掲載〕
○井原委員長 次回は来たる五月七日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十八分散会